



渋川学区まちづくり協議会

令和8年6月度理事会 議事概要

(日 時) 令和8年6月2日 (火) 19時40分～20時40分

(場 所) 渋川まちづくりセンター 小会議室1

(出席者) 理事19名、事務局1名

1. 各部会からの報告

*地域安全コミュニティ部会

① 防犯カメラの維持管理について

現状警察の閲覧があったカメラで2件の不備が確認されている
次回7月メンテナンス(市の申請時期2か月前倒しに連動)の結果次第で
新規枠と予備枠での申請対象となる

② 防犯灯の設置について

学区にて1台追加可能、町内会で希望があれば8月の理事会(8/4)までに
事務局に「要望書」を提出のこと

ただし、設置条件が厳しいため申請しても設置できない場合もあり

③ 河川一斉清掃について

6/7(日)、8町内会が実施(浚渫土運搬配車表を配布)

河川一斉清掃を含む、環境美化にかかる予算の按分基準の見直しについて

現在の戸数での単純割でなく、町内会の現状に合った按分基準に見直すことが
提案され、全会一致で三役に一任することが可決された

*健康福祉部会

① 敬老会事業について

まち協理事会前に開催された自治連合会の理事会にて事務局より説明

各町内会で健康福祉部会員とともに進めていただくようお願いする

なお、学区社協や民児協、健康推進員の皆さんには例年通り敬老会事業への

協力依頼文書を提出しますので、声掛けしていただいてより多くの方に携わって
いただきたい

② 福祉グッズの貸し出し事業について

通年で貸し出しを実施、敬老会で「紅白幕」を申請される町内会もあるので、
必要に応じて、事務局までお問い合わせいただきたい

グッズの貸し出し以外の事業は7月からスタート

昨年度の反省点を踏まえて、今まで参加したことがない人の参加を促すため、
参加者募集ちらしの裏面に昨年度の「参加者の声」として写真とコメントを
追記する(事前にご本人には了承済)

③ 今年度の秋のノルディック・ウォークについて

行き先は、京都御苑の予定

④ 庶務担当について

2人に決定、その他の事業も役割分担を決定

*子ども育成部会

- ① 7/4(土) すこやかセミナー「くむんだーで遊ぼう」13:30～15:00 開催予定
- ② 庶務担当は次回部会より輪番制(町内会 各2名)に決定、市の充て職も決定

*教育文化スポーツ部会

- ① 今年度事業予定について
令和8年度 教文ス部会 事業計画、町懇の流れ(別紙)を説明
- ② 5/31(日) ソフトボール大会開催
優勝：北町第四町内会 準優勝：中出第五町内会
第3位：渋川南三町内会 敢闘賞：北町第五町内会
- ③ 第1第2講座・・・7/5(土) 13:30～16:00 クレアホール
氏名、住所の提出を求められているが、例年、当まちづくり協議会では、氏名のみ提出し、開催案内は当協議会事務局より配付
- ④ 花踊り練習会について
花踊り練習会(7/11(土)第1回)のチラシの参加申込用を渋川小学校(対象:4年生～6年生)に持参、町内回覧用のチラシも5/27に各町内会に配布済

*しぶはなちゃん広報室

- ① しぶはなちゃん出動報告・予定
5/3(土) 伊砂砂神社 例大祭 5/16(土) 消費者被害防止キャンペーン：Aスクエア
5/30(土) わんぱくプラザ渋川っ子 うどん作り体験：まちセン
5/31(日) ソフトボール大会：渋小グランド(渋川スポーツ振興会主催)
5/31(日) こびらい健康まつり
- ② 6月出動予定なし
7月以降、各町内会の夏まつり等での出動依頼があれば事務局まで連絡のこと

*事務局からの報告

- ① 固定資産税納付について
これまで、固定資産台帳に記載されている対象物の評価額(減価償却残存価額)合計が150万を超えることがなかった為、固定資産税の納付はなかった
昨年、しぶはなの着ぐるみ(10月購入 ¥927,300 耐用年数5年 年度末評価額 ¥755,749)を購入した為、評価額合計が¥1,523,404となり、¥21,300の納税(評価額x1.4%)となった 予備費からの支払いとする
- ② 花踊り事業について(灯明祭参加児童の公民館保険適用のための条件)
本来、伊砂砂神社の事業(花踊りの奉納)であるため、公民館保険の適用外であることが判明、保険窓口会社と折衝を行った
保険摘要条件クリアのためには、
(1) 灯明祭を5回の練習会の発表会と位置づけ、募集時にも明記する
(2) 練習会、神社近隣へのポスター掲示・提灯依頼、当日の来場者へのチラシ配布に部会員が必ず携わる
- ③ 規約細則の一部改正について
本年度、ふれあいまつりの協力員を公募するにあたり、規約細則の一部改正を事務局より提案し、下記内容で採決の結果、賛成多数で承認された

・(部会の運営) 第3条

現行	改正案
<p>(細則) 第3条 部会長は、担当事業の企画立案において、他の部会員等の協力が必要な場合は、当該部会長の承認を得て、その者を招集することができる。 2 規約第13条の規定に関わらず、各部会の部会長は、所管する事業の円滑な実施を図る必要があると認められる場合は、会長の推薦を受け、理事会の承認を得たものを、協力員として参画させることができる。</p>	<p>(細則) 第3条 部会長は、担当事業の企画立案および運営において、部会員以外の協力が必要な場合は、当該部会での承認を得て、その者を協力員として参画させることができる。 協力員は当該事業において議決権を有することとする。</p>

第13条 部会は、次に掲げる部会員で構成する。

(1) 部会長 1名 (2) 副部会長 1名 (3) 部員 若干名

2 部会長は、部会員より選出する。 3 副部会長は、部会長が指名する。

(細則の改正) 第6条

この細則の改正は、理事会の議決をもって行うことができる

④ 防災委員会参画について

6月から発足する防災委員会の参画者として、各町内より1名の方の名簿を提出(6/18迄)いただき、第一回(6/25)会議を開催する町内会長の負担軽減のため、出来るだけ昨年参加の防災委員の方に参画していただく

※備蓄食料(α米)のまち協一括申し込み(11/15防災訓練時に使用)が可能か否か市(危機管理課)に確認する

⇒ 確認の結果、まち協一括申し込みは不可、各町内から申し込みいただく

⑤ 環境美化助成金の見直しについて

花いっぱい運動の付加項目に公園美化(¥5,000)を追加して按分する希望町内会は渋川南、北町第三、第四、第五、中出第一、第三、第四の6町内会(後日、中出第一より辞退の連絡)

<次回予定>

令和8年7月度 令和8年7月7日(火) 19時30分 ~

(参考) 自治連理事会予定あり 19時00分~